

歴史資料講演会抄録

「尾張の町と三河の村のものがたり」

（令和五年十月十五日（日）愛知県女性総合センター）

名古屋の油問屋と高麗屋吉田家

日本福祉大学経済学部教授

曲田 浩和

こんにちは、曲田と申します。

県史で吉田さんのお宅の資料を調査させてもらってから、もう十年ほどになります。今日は、吉田家の皆様をはじめ、懐かしい方がお越しになられています。こういう形でお話をする機会を与えていただき、どうもありがとうございます。

『愛知県史』近世資料編の「名古屋熱田」を編さんする時に、調査した資料のひとつが、今日お話をする吉田家の資料です。

吉田家文書については、「愛知県史研究」でも資料紹介をさせていただきました。吉田家は、近世の名古屋商人の中では、中堅どころとなりますが、その辺りの商人がどういう形態をとっていたのかについてはわからないことが多く、その点で吉田さんの資料は非常に面白いと思います。

それから、後でもお話をしますが、油問屋に関する資料はほとんどなく、分析が非常に難しいのですが、逆にそれが面白い部分でもあります。

皆さんは新美南吉の『おぢいさんのランプ』という話をご存知でしょうか。『おぢいさんのランプ』は、江戸時代から明治時代にかけて、ランプ屋さんを営んでいたおぢいさんのお話です。電気が来るようになった時に、村長さんの家に行って火打ち石で、ランプに火をつけようとしたけど、火がつかない。そこで、古いものにこだわってはいけないと思い、ランプさんを辞めて、煌々と明かりがつくようになったのだからと本屋さんを開こうという、時代の変遷を考えさせるお話です。それを読んだ時に油問屋の吉田さんのことを思い出しました。

江戸時代から明治時代となり、それまで灯し油として生活を支えてくれた油が、近代化が進む中で需要が減っていきました。製造に携わっていた方は、いろんなことを苦勞されて、現在に至っているのですが、明治以降の社会のなかでの油商売は江戸時代のようにはいかない。これは油屋の持つ宿命みたいなものだと思います。

吉田家の資料を見ていくと、油は、今と異なっていますごく非常に多様な用途、いろいろなところで使われていることがわかります。一部は愛知県公文書館の展示でも紹介されていますので、ご覧いただければと思います。

具体的には、灯し油、髪の毛を結う時に使う鬢付け油、ちよつと面白いところでは、薬ですね。丸薬を作る時に合わせ薬として使われました。油を使って粉薬を接着しながら、成形していくわけです。さび止め効果が高いのも油です。人形からくりのゼンマイに油を塗ることで、さびを防ぐ効果がありました。もちろん天ぷら油も、江戸時代に登場してきました。このように非常に多様な用途があった油、江戸時代の人々に欠かせなかった油が、消えていったのが、今の生活なのかなと思っています。

こうした状況の中で、吉田家がどういう存在であったのかということ、

今日はお話をいたします。

まず油問屋ですが、これは仕入れ業者です。油小座というのが、小売り業者です。名古屋の城下以外、農村部で絞った油を一手に扱うのが、仕入れ油屋です。仕入れ油屋は仕入れた油を小売りである小座に渡し、それが市中に出ていくことになります。これが、尾張藩が決めた流通ルートです。

ですが、先ほどお話ししたように、油にはいろいろな用途がありますので、村から直接、直売りといいますが、流通ルートを通さずに売る者も多くいて、何度も尾張藩は直売りを禁止する御触を出していますし、仕入れ油屋も、藩に対し、直売りを何とか規制して欲しいという願書をたくさん出しています。でも、なかなか、直売りを排除することができないのが、油屋が抱える大きな問題でした。このように、江戸時代から、仕入れ油屋は悩みが尽きないというか、苦勞されて油屋を営んでいたことがわかります。

吉田家がどういう形で油屋を始めたかということですが、初代新三郎の事績を記した資料が残っています。それによると、新三郎は、幅下の油屋彦兵衛の小売りの下男として、油商売というよりは使いとして得意先に油を運ぶ仕事をしていました。ある日、使いの道すがら、財布を拾ったのですが、中身を取らずにきちんと対応したことで、当時、近くに住んでいた小出七郎兵衛が感心して、金五〇両を遣わしました、これを元手に油商売を始めたという逸話が残っています。

その時に、小出七郎兵衛の兄、赤塚町の壺屋六兵衛の娘を妻にしています。小出家の記録には、七郎兵衛が姪を自分の娘にして嫁がせたともあります。初代新三郎は寛延三年（一七五〇）頃に亡くなっているのですが、その妻は文化四年（一八〇七）まで生きており、享年から逆算すると、享

保十二年（一七二七）頃の生まれとなり、随分と年が離れた夫婦になるかと思えます。ちなみに、初代新三郎には一男、四女がいて、若くして結婚した二人ではないので、初代新三郎には前妻がいた可能性もあります。四女のうちの一人が、壺屋六兵衛に嫁ぎ、壺屋六兵衛から妻をもらうことで、その後の壺屋との関係ができたのかと思っています。

新三郎には享保十七年（一七三二）没と、明和五年（一七六八）没の娘がいるのですが、壺屋から新三郎のところへ嫁いできた娘が享保十二年生まれですから、少し年代が合わないかなという気もしています。

このように、十八世紀前期に油商売を始め、十八世紀後半の天明元年（一七八一）頃に、二代目が店を大きくしていきます。尾張藩に調達金を納めるようにもなります。

そして三代目になります。吉田家の資料には、この三代目の時の資料がとてもしっかり残されています。十九世紀の前半にあたる頃です。

まず、表1を見てください。文化八年（一八一二）と幕末の慶応元年（一八六五）の油問屋を比較したものです。油屋は商売としては難しいという話をしましたが、黒丸印が継続している人、信州屋吉兵衛と信州屋吉左衛門は一族と思われれます。竹皮屋伊八と竹皮屋伊助も一族だろうと考えられます。そう考えても多くの人が油問屋や仕入れ油屋を辞めて、新しい人が入ってきていることがわかるかと思えます。このように入れ替わりが非常に多いというのが油屋の特徴です。こうした中で、なぜ高麗屋が継続できたのかというのが、今日の一つのテーマです。

ここからは、三代目高麗屋新三郎が十八世紀後半から十九世紀半ばにかけて、油屋としてどのような経営を行ってきたのかということの一端を探ってみたいと思います。

【表1】

	名前	文化8年	慶応元年
1	山名屋庄兵衛	●	●
2	澤屋孫六	●	●
3	熊野屋喜平治	●	●
4	高麗屋新三郎	●	●
5	瓶屋佐兵衛	●	●
6	堺屋久藏	●	●
7	信州屋吉兵衛	●	
8	信州屋吉左衛門		●
9	竹皮屋伊八	●	
10	竹皮屋伊助		●
11	森田屋傳三郎	○	
12	三河屋弥吉	○	
13	加嶋屋治郎九郎	○	
14	油屋新兵衛	○	
15	美濃屋清兵衛	○	
16	天満屋八郎兵衛	○	
17	万屋清六	○	
18	京口屋平助	○	
19	鍵屋利助	○	
20	油屋彦兵衛	○	
21	半田屋助右衛門	○	
22	加藤久平	○	
23	木曾屋兵藏	○	
24	油屋源三郎	○	
25	銭屋傳七	○	
26	菊屋藤七	○	
27	萬屋治助	○	
28	吉嶋屋由兵衛	○	
29	升屋喜兵衛	○	
30	萱津屋松藏		○
31	大文字屋庄三郎		○
32	笹屋平三郎		○
33	三河屋市兵衛		○
34	太田屋善次郎		○
35	小川屋仙助		○
36	油屋松藏		○
37	加島屋万助		○
38	笹屋平吉		○
39	鏡屋正七		○
40	紅葉屋重助		○
41	美濃屋勘之助		○
42	萬屋卯兵衛		○
43	和泉屋理三郎		○
44	表屋武助		○
45	銭屋藤四郎		○
46	吉田屋清七		○
47	山田屋仁兵衛		○
48	美濃屋長兵衛		○
49	明石屋紋七		○休
50	米屋清兵衛		○休
51	山名屋治兵衛		○休

調達金については、二代目新三郎が天明元年（一七八二）に、天明五年

（一七八五）から三代目に変わり、天明七年（一七八七）、八年、享和二年（一八〇二）に納付しています。また、享和元年には高麗屋新三郎は町奉行所御用達をつとめています。

尾張藩は正金という現金をあまり流通させずに銀札を流通させていくという政策をとります。このため、正金と銀札を引き換えるところがいくつ必要となります。お金を扱う、要するに公金を扱うということですから、信頼がおける商人でないといけないわけですね。

高麗屋新三郎は、享和二年十二月に銀札引換所を務めるようになります。おそらく油屋の経営もしっかりしていたので、こういう形で認められたのだろうと思われませんが、残念ながら油屋の経営についての資料が残っていないので、着実に成長はしていたのだろうけど実際はよくわかりません。

油問屋としては、文化六年（一八〇九）に取締役に任命されます。この頃、おそらく二七名ぐらいの仕入れ油屋がいたのではないかと思えます。

名古屋商人というと、清洲越しとか、駿河越しとか言われるように由緒が

しっかりしている商人だったのですが、だんだんそういう世の中ではなく

なってきました。特に十八世紀後半から十九世紀にかけては、とても多くの物資が、広範囲から大量に名古屋に入ってくるようになります。そうなるのと、御用達と呼ばれているこれまでの名古屋商人と言われる人たちだけでは、なかなか対応していけなくなり、新しい商人がどんどん入ってくるようになります。こうした状況に対し、尾張藩は成長する新興商人を新たに御用達に任命します。

一方で、油屋や肥料屋など成長を見込むことができる業種では、商人がこの時期に仲間を作ります。肥料屋だと三五人ぐらいの規模です。なぜ、仲間を作るかというと権益のためです。仲間に入っている者に流通統制の権限を与えて欲しいということです。幕府も尾張藩も自らは流通統制をしません。自分たちでやらずに、商人に任せるわけです。だから、物価が高くと引き下げると命令するわけです。

これを受けて仲間は、自分たちがきちんと流通統制をするので、安心しておまかせください、冥加金を出すので、権限を与えてくださいと働きか

けをします。

いろいろな業種が仲間を作っていくのですが、文化期（一八〇四～一八一八）が一つの画期だと思っています。先ほど言った肥料屋もほぼ同時期ですし、油屋もこの文化六年という時期です。高麗屋新三郎、熊野屋喜平治、山名屋庄兵衛、澤屋孫六、澤屋は後に萱津屋松蔵に代わりますが、この四名が油屋取締役として任命されます。四名は、それぞれエリアが決まっています、高麗屋新三郎は橘町ですので南組、熊野屋喜平治は赤塚に居住しているので東組、山名屋庄兵衛は大船町なので中組、澤屋は居所はわかりませんが、西組でした。東・西・南・中の四組の油屋取締役を任命し、それぞれに仕入れ油屋が、さらに小座と呼ばれる小売りがいることとなります。仕入れ油屋が二七名ぐらいなので、小座は二五〇から三〇〇名ぐらいの規模になるかと思えます。

先ほどお話ししましたように、油屋は入れ替わりが激しいわけです。どうしてかという、仕入れ問屋が農村から直接仕入れて、小売りに直接販売するだけだったら、統制はしやすいのですが、冒頭に申しましたように、鬢付け油を扱う練油屋、料理屋、金物屋、菓屋などいろいろなところで油は使われるので、それぞれが仕入れ問屋を通さずに直接取引してもわからないのが現状です。

油屋の仲間は、そこを何とか統制して欲しいと尾張藩に申し出ますが、藩は藩で物価を引き下げたいという思惑もあるわけです。油は時代につれてどんどん消費量が増えていき、不足しがちになります。不足すると、油の値段も上がっていきます。文政期（一八一八～一八三〇）の終わりから天保期（一八三〇～一八四四）にかけてかなり上がっていると思います。私はそのあたりが、仕入れ油屋が交代する時期ではないかと思っています。

仕入れ油屋側としては、自分たちはルートを守っているのだから値上がりはやむを得ないと思いますが、尾張藩としては、安い油が市中に出回ることは、悪くない話だと思います。

もう少しだけ油の価格の話をすると、宮田村、今の江南市にあたります、そこで水車を使って油搾りを始めるようになります。大量に製造された油が入ってくると、油の価格は下がります。正規のルートを通るものもありますが、それ以外のルートもあり、油の流通は混乱します。こうした状況の中で、吉田家はずっと仕入れ油屋を続けていきます。

幕末に近くなってくると、五代新三郎は御勝手御用達に任命されます。そして六代新三郎は、御用達格ですが、町奉行所御用達とか、御勝手御用達を歴任していきます。明治三年（一八七〇）には商工会計御用達格に任命され、その後、桜商船会社油掛頭取として名古屋の油の総取締まりのような役割を務めるようになります。背景はいろいろありますが、明治には油の取締役を任せられるようになります。

明治四年（一八七一）には、六代新三郎は名古屋通商会社の頭取に任命されました。油だけではなくて、もう少し大きな枠の業種の中で、今で言う執行役員とか理事とか、そういう役割を果たしました。

参考までに幕末の御用達商人を見ると、三家（関戸家・伊藤家・内田家）それに続く四家（熊谷家、岡谷家、小出家、伊藤家）、さらに近江八幡の商人の岡田小八郎家や京都大丸屋の下村勇之介家が入ってきます。四家プラスということで、除地衆として扱われました。このあと、御勝手御用達が一人、御勝手御用達格が二三人、御勝手御用達格次座が二七人と続きます。全体対総数で三〇〇人近い商人が、御用達として任命されました。なぜかといいますと、藩にとって彼らは冥加金を収めてくれる非常にあ

りがたい商人です。吉田家はトップ二〇ぐらいに入っていく時期もあったと思います。

御勝手方御用達としての責務を担うのは非常に名誉なことですが、その一方で尾張藩からのいろいろなお願ひ事、特に金銭面でのお願ひ事にも対応していかないといけなくなります。これは吉田家に限ったことではありません。体調が悪いので御用達を辞めたいという願ひを出してもなかなか辞めさせてもらえないのが実情です。幕末に近くなればなるほど、尾張藩の財政は厳しくなっています。その中で上手に藩と付き合ひながら、自らの経営を考えていくことが必要です。それが商人として続くか続かないかというところの鍵になるのではないかと思います。そういう意味では、吉田家はうまく乗り切った商人だと思っています。

では、具体的に経営について見ていきたいと思っています。
仕入れ油屋の資料を見てみます。

資料7は文化八年（一八一）に仲間衆が出した「定」と呼ばれている仕入れ油屋の申合せ書です。仕入れ油屋に対する支払いが滞っている小売り商人の名前を張り出してくれ、というようなことが書かれています。この頃は直売の人たちが多く存在し、正規の流通ルートを通らないことが問題になっています。小売も仕入れ油屋もその煽りを受けているのではないかと推測できます。文化期、天保期、嘉永期（一八四八〜一八五四）にほぼ同じ触が三回出ています。これは何の解決もされていないことでですね。一方で、尾張藩からは油価格が高騰しているから引き下げろというお達しが来るわけです。経営が難しくなってきたということは推測できると思います。

【資料7】（名古屋市吉田家文書2-1-23）

定

一小座方近年風儀悪敷相成候付、仲間一流申合定法相立申候、小座方不勘定之衆中有之節^著仲間之内商取組不仕候、定之通勘定相済候迄^著不勘定之衆中名前仲間^江張出シ申候、以上

文化八年十一月 仲間中

覚

（油屋新兵衛、以下27名は【表1の文化8年欄】参照）

吉田家の資料に、文化・文政期の一八一〇年頃から一八三〇年頃までの資産形成の変遷が追える資料があります。

表2を御覧ください。文化九年（一八一）から文政十二年（一八二九）までの約一七年間の差引資産と借屋資産になります。ここから総資産を割り出していきます。貸借対照表では総資産を出して終わりなのですが、そこから数千両の差し引きがあります。例えば、文化九年では、資産は一万六七九両となっていますが、そこから三〇〇〇両余り引かれて、六六七四両となっています。このお金が何に使われたかは非常に興味があるところですが、一切記述がないのでわかりません。しかし、推測ではありますが、吉田家は、茶会、旅行、雅楽、芝居など非常に多彩な文化的な趣味をお持ちでしたので、そういったところに使われたのかなと思います。従って、差引資産が本来の純資産にあたる部分だと思えます。表2でわかるように、差引資産だけでも文化九年から文政十二年までほぼ右肩上がりに推移しているということがわかります。

この資産はどういうふうにして形成されたのか。私は必ずしも油屋だけ

【表2】

年号	西暦	差引資産	資産	借家資産	出典
文化9	1812	6674両3分	10679両		文化九歳申年分 西店卸控帳
(文化10~14)	1813		12371両	815両	(金銭覚)
文政元	1818	8861両	11432両	650両	文政元年寅七月 店卸帳
文政5	1822	10600両	10779両	740両	文政五壬午年分 未店卸控帳
文政6	1823	10935両	12702両2分	850両	文政六癸未歳分 申店卸控帳
文政7	1824	11357両	13282両	1172両	文政七年 申七月店卸帳
文政8	1825	11707両	14013両	1795両	文政八乙酉年分 戌店卸控帳
文政9	1826	12000両	14599両	1812両	文政九年丙戌歳分 亥店卸控帳
文政10	1827	11505両	14777両	1922両	文政十年丁亥歳分 子店卸控帳
文政11	1828	11871両	13408両	2007両	文政十一戊子年 店卸帳
文政12	1829	12250両	14552両	1928両	文政十二己丑年 店卸帳

の資産ではないと考えています。先ほど話をしました通り油屋だけでは経営が難しいので、他にからくりがあるのではないかと推測されます。資料10を見てください。寛政十二年(一八〇〇)の資料です。ここに「家屋敷譲主」とあるように、家屋敷の譲渡証文なのですが、「借家一通り鍵数拾七軒」、その次に「鍵数十四軒」とあるように、今でいうアパート経営のようなものです。家賃が入ってくるという事です。表2の借家資産にあるように、六〇〇両から七〇〇両ぐらいから始めて、最終的には二〇〇〇両ぐらいにまで増えています。かなり多くの借家を持っていたのではないかなと思います。

【資料10】(名古屋市吉田家文書2-1-14-3)

永代売渡申家屋敷之事

日置村之内金塚町

一表間口八間半裏行三拾七間屋敷地之内 借屋一通り

鍵数拾七軒

同村同所

一表間口廿四間裏行四間四尺屋鋪地之内 借屋一通り

鍵数拾四軒

右家屋鋪我等持分御座候処、金子要用附代金百廿六両相極金子不残請取、右家屋敷永代相渡申処実正也、右家屋敷_二附、何方ハ勿論子孫_二至迄少構申者無御座候、若以後何角ト申者御座候ハ、証人罷出急度埒明ケ可申候、且又、名前之附替候_者私付置申候、貴様思召次第_二付替候可申、其節一言之違乱申間敷候、若等閑御座候ハ、右証人埒明ケ貴元へ御苦勞掛ケ申間鋪候、其為証人仍_而如件

寛政十二年庚申二月

家屋敷譲主

甚助_印

証人

弥吉_印

証人

治郎吉_印

かうらい屋新三郎殿

次に資料11を見てください。文政七年(一八二四)の「譲渡申田地証文之事」です。どこの田地を譲り渡されたかというと、熱田新田です。熱田

新田は非常に東西に長く、下一色の手前の三十三番まで地割りがされています。名古屋商人にとって、熱田新田を所有するということは、一つのステータスでした。資料11はその二十三番割の資料です。「田畑拾町八反三畝廿一分」とあり、一〇ヘクタールほどです。この土地を、久田代吉から五五〇両で高麗屋新三郎が譲り受けたことが記されています。

【資料11】(名古屋市吉田家文書1-302-4-2)

讓渡申田地証文之事

愛知郡熱田新田廿三番割

御蔵入所

一高九拾石八斗九升三合三勺

内

拾式石式升九合 内輪取引高

残高八拾三石八斗七升式合三勺

麦高九斗九升八合七勺

此掟田畑拾町八反三畝廿一分

右ハ当年御年貢米ニ差詰、修理耕地難相成候付、起賃銀代金として、文金五百五拾兩三請取、右之地所貴殿江差譲り申所実正也、然ル上ハ来酉年より御年貢諸役等キ殿ハ御勤可被成候、尤於此地所子孫者不及申、外ハ少も故障申者無御座候、為後日証人加判役判、依而如件

文政七年申極月

熱田新田

地所請主 久田代吉印

同所与頭

証人 茂左衛門印

同所

親類惣代 作十郎印

同所

口入 伊兵衛印

高麗屋新三郎殿

本文之通高田地貴殿江讓渡有之候段相違無之、仍而奥印如件

右村庄屋

大矢彦右衛門印

高麗屋は、翌文政八年正月に、この土地を担保にして五五〇両を借りています。五五〇両を出して買って、どうして、五五〇両を借りるのか。江戸時代のお金の貸借は、お金がないから借りるわけではなく、資産運用の側面がかなり強いのです。おそらく、この借りたお金で貸金経営を行ったのではないかと思っています。お金を借りてそのお金を元手金にして他者に貸すわけです。

借入金の利息は、金一両につき一か月、銀三分となっています。金一両は銀六〇匁、一匁は一〇分なので、金一両は銀六〇〇分となります。銀三分は、〇・五%となり、率がものすごく低いということがわかります。

五五〇両を何%で貸したのかはわかりませんが、当時の相場は、六%から七%ぐらいでしたから相当な利ざやがあったと考えることができます。

お金を貸していることを示す資料はないのですが、文化・文政期の経営帳簿には、貸金の帳簿が含まれています。それを見ると、数千両の資産を貸金によって得ていることがわかります。おそらく貸金と借家が、吉田家

の資産形成を考えるうえで重要な要因となっていたと思われます。

残っている借家控の棚卸しの数字をまとめたものが、表2の借家資産になります。貸金については一年間をまとめることが難しいので省略しています。

次に資料13を見てください。文政四年（一八二二）の「御預り申金子之事」です。

【資料13】（名古屋市吉田家文書1—8—110）

御預り申金子之事

（後筆）「弘化二巳五月相済」

文金五拾両也 但米切手

（後筆）「反古也」

御利足一ヶ月金壹両^二付銀三分宛益暮^三返上之筈

右^者御役所御用金如斯御預り申候、尤町人之外^江貸付申間敷候、勿論御入用之節^者何事^二も返納可仕候、若々貸付方差上滞候共無指支返上可仕候、為後日証文如件

高麗屋新三郎^印（墨消）

文政四年巳十二月

青山助八殿

野田小平治殿

お金を預かることとお金を借りることはイコールです。これは高麗屋新三郎が、青山助八と野田小平治から、五〇両を米切手で預かるという資料です。宛名の青山と野田は町奉行です。町奉行のお金を預かる、いわゆる

公金預かりになります。利息は一月金一両につき銀三分ずつということ、先ほどと同じです。益暮れに返済していくということで、御役所御用金という名目がついています。この御役所は町奉行所です。そのあとに重要な文言が書かれています。「尤も町人のほかへ貸付申すまじく候」ということですから、町人のほかには貸さないと書いてあることは、名古屋の町人に貸すということです。これは、貸し付ける側にとっては都合がよいわけです。御役所から借りたお金は公金なので、踏み倒すわけにはいかなので、貸す方は損をしないってことです。これが公金貸付のからくりです。

江戸の商人は、公金で五〇両借りておいて、そこに一〇〇両とか二〇〇両自己資金を足して公金と言って、貸し付けています。名古屋の商人がやっていたかということまではまだわかりませんが、少なくともこの五〇両はこうした運用をしています。御用達にはこうした特権もついてくるわけです。町奉行所御用達を務めていることで、町奉行所は高麗屋を信用してお金を預ける。それを高麗屋が資産運用していく。町奉行所が資産運用するわけにいかないのです、高麗屋のような御用達に頼んで、資産運用してもらい、元金をふやしていくっていうことになります。その儲け部分が高麗屋の資産形成になっていったと思います。

お話してきた通り、油屋は大変継続しにくい業種、油屋だけではないかもしれませんが名古屋商人がどのようにして事業を継続していくのか、仕入れ油屋としても、六〇〇両から七〇〇両ぐらいの利益を上げているのではないかと思うのですが、油屋だけの収入支出で利益が出ているかというところ、少しわからないところがあります。油屋の変遷を見る限り、そうたやすいものではなかったと考えています。

天保期以降になると、高麗屋も高麗屋とともに油屋取締役をつとめた熊野屋も酒屋を兼業します。熊野屋の資料から酒屋の収支と油屋の収支がわかります。酒屋の方が、油屋より利益が上回っています。おそらく高麗屋でも、油屋よりも酒造の方が多かったのではないかと思っています。まだまだ分析不足ですが、これからそのような観点で吉田家の経営をみていくこともできると思っています。

先ほど仕入れ油屋で油屋取締役を務めた家が四家あったといいました。その一つ山名屋庄兵衛家は、肥料問屋を兼業しています。肥料問屋と仕入れ油屋のどちらに重きを置いているかはわかりません。このように、一つの業種、油屋なら油屋だけで考えることも重要ですが、他業種との兼業を考えながら名古屋商人を分析していくと、様々なことがわかってきます。それと、肥料屋には肥料屋の、油屋には油屋の、酒屋には酒屋の性格があるので、それらをきちんと分析して考えていくと、油屋は特殊かなと思っています。

先ほどお話をした通り、いろんなものに油が使われているという状況があります。一つ例を挙げると武士の必需品です。武士は鬘を結わないといけない。その鬘を結うためには、油が必要なので、油の価格が高騰すると下級武士は影響を受けるわけです。固形の練り油、ポマードみたいなもので、松脂と蠟で作った固体が登場するのは、早く見ても弘化期（一八四四～一八四八）だと思うのです。それまでは絞り油屋や練り油屋が菜種油を精製して作っていました。菜種油の主な用途は灯し油です。これを違う用途で使うようになると、灯し油が不足し、油値段が高騰することになります。だから、他の用途に使用してはいけないと禁止されるわけです。油屋は、このことを守りつつ、市場の要望に応えるため、菜種油、白油（綿

実を原料としたもの）、胡麻油、椿油などの相場を見ながら仕入れ、混ぜて精製するわけです。

油は日々、日常生活の中で使われていて、高騰すると尾張藩から価格を下げるよう指示が出ます。だからといって、安い油の直売りを認めるわけにはいかないといたはざまの中で仕入れ油屋は経営していかないといいない。かなり大変な仕事だったのだろうと思います。

今日は、なぜ吉田家は仕入れ油屋を続けることができたのかについて、資産形成の話を中心にお話いたしました。

どうもご清聴ありがとうございました。